あはき療養費の受領委任 《各種手続き一覧早見表》

		申請書類				添付書類										
		確約書 様式第１号	施術所申出書 様式第２号	同意書 (勤務者追加等) 様式第２号の２	変更申出書 様式第４号	※１ 選任証明 様式第１号の２ (個人)	※１ 選任証明 様式第１号の３ (法人)	※２ 免許証 (写)	※３ 住民票	※４ 開設届 (写) 出張業務の開始届 (写)	※４ 廃止届 (写)	※４ 一部 変更届 (写)	※６ 勤務形態 確認票 様式第２号の３	※７ 実務経験期間証明書 別紙１ (写) (R3.1.1以降の申出の場合)	施術管理者 研修修了証 (写) (R3.1.1以降の申出の場合)	その他
										保健所 (交付)						
①	新たに受領委任をの取扱いを受けようとするとき	○	○	△	－	△	△	○	△	○	－	－	△	○	○	－
②	施術管理者が変更したとき	○	○	△	○	△	△	○	△	△	－	△	△	○	○	変更申出書 (様式第4号) は前施術管理者が届け出ること
③	受領委任を取り扱う療養費の種類に変更があったとき (施術管理者の変更 (交代) や追加がない場合に限る。)	○	－	△	○	△	△	△ (追加のみ)	△	△	－	△	△	○	○	－
④	施術管理者の氏名が変更になったとき	－	－	－	○	－	－	○ (変更後)	－	－	－	○	－	－	－	－
⑤	新たに勤務する施術者を雇用するとき 勤務する施術者の氏名を変更するとき 勤務する施術者が退職したとき	－	－	△ (雇用のみ)	○	－	－	△ (雇用・氏名変更のみ)	－	－	－	○	－	－	－	－
⑥	開設者の変更があったとき	－	－	－	○	△	△	－	－	○	○	－	－	－	－	法人の代表者が変更となった場合は※４に代えて登記事項証明書
⑦	開設者の名前・連絡先等が変更になったとき	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
⑧	施術所の名称・連絡先・標榜時間・地番等が変更になったとき	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－
⑨	※５ 施術所の所在地を変更したとき	○	○	△	○	△	△	○	△	○	○	－	△	※８ ○	※８ ○	－
⑩	施術所を廃止したとき	－	－	－	○	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－
⑪	受領委任の取扱いを辞退するとき 施術管理者が死亡したとき	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	死亡の確認できる書類 (住民票除票・死亡診断書など)
⑫	施術管理者 (出張専門) の住所が同一都道府県内で変更となったとき	－	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－
⑬	施術管理者 (出張専門) が別の施術所で勤務することとなったとき	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
⑭	施術所 (出張専門) を廃止し、引き続き新たに施術所を開設するとき	○	○	△	○	△	△	○	－	○ (施術所)	○ (出張専門)	－	△	○	○	－
⑮	複数の施術所を管理する施術管理者について、勤務形態確認票による申出内容に変更があったとき	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－
⑯	その他、申出事項に変更があったとき	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	事実が確認できる書類など

○ ･･･ 必要なもの　　△ ･･･ 該当する場合に必要なもの

※1 ･･･ 開設者が管理者以外の人 (管理者が代表を務める法人に変わる場合も含む。) に変更するときは必要だが、開設者が管理者本人に変わる場合は不要。

※2 ･･･ 申請書類の様式第２号の２を申請する場合は、その勤務する施術者の免許証の写しを合わせて添付すること。

※3 ･･･ 施術管理者が出張専門の場合、添付すること。

※4 ･･･ 保健所が交付したものの写しを添付すること。申請内容によって、保健所が交付するものが異なるので注意すること。

※5 ･･･ 施術所の移転は、旧施術所の廃止年月日と新施術所の開設年月日の間が概ね２週間以内であること。また、２週間以内に地方厚生 (支) 局へ届け出ること。
条件を満たさない場合、受領委任の登録年月日 (受領委任の取扱いの開始日) は、新規の届出と同様に、地方厚生 (支) 局への届出年月日となるので注意すること。

※6 ･･･ 複数の施術所の施術管理者となる場合は添付すること。

※7 ･･･ 過去に施術管理者としての実務経験を有する方は、「実務経験期間証明書」の写しに代えて、受領委任の取扱いの承諾に係る通知 (受領委任の取扱規程様式第3号) の写し等、その旨が確認できるものを添付することでも可。

※8 ･･･ 同一人が引き続き施術管理者となり、所在地の変更のみを事由とする場合は不要。

◎受領委任の取扱いの開始日は、原則、申出書を受け付けした年月日となりますので御留意ください。